

生徒相談対応文書不公開決定審査請求事案その2（番号24）

審査会の結論		諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。
行政文書公開請求	請求日	令和2年5月8日
	請求内容	<p>府立〇〇高校について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 〇〇年度から〇〇年度にかけて生じた「SNS を利用したいじめ事件」の被害者と思われるアカウント（以下「●●」）が、別添1（省略）のように〇〇の写真をSNS にアップするほど恨んでいる経緯が分かる資料 （アドレス省略） 別添2（省略）のように、●●が記載したアンケートをどのように校内で処理したのかわかる資料 （アドレス省略） 別添3（省略）で●●が指摘するように、〇〇高校の入試では監督中に睡眠しても問題ないことがわかる資料 （アドレス省略） ●●が関わったと思われる当該いじめ事件について、当該クラス担任がいじめの事実を知っておきながら、SNS にいじめの画像をアップするなどして、いじめの輪に加わっていたことを聞き取った内容が分かる資料 なお、〇〇。（証拠有り）
	実施機関の決定	<p>令和2年5月21日付け教高第1514号による不公開決定。</p> <p>【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】</p> <p>本件請求文書は、作成又は保存していないため、管理していない。</p>
審査請求書	請求日	令和2年7月13日
	趣旨	処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。
	理由	<p>請求資料3. について、入学者選抜監督中の睡眠が許されている旨が当該校入試マニュアルに記載されていることが考えられるため、それを公開すること。</p> <p>請求資料4. について、いじめ対策委員会の資料に当該画像が掲載されていることが考えられるため、それを公開すること。</p>
弁明書		府教育委員会においては本件請求に係る行政文書を作成していないので、審査請求人が求める行政文書は存在しない。
反論書		「弁明の理由」について、当該校のいじめ対策委員会等で議論をしているため、不公開はあり得ない。よって、不当である。
判断		<p>1 本件請求2について</p> <p>(1) 府立〇〇高校の「学校いじめ防止基本方針」には、以下の定めがある。 （省略）</p> <p>(2) 本件請求2にあるアンケートとは、実施機関の説明によると、学校教育自己診断の自由記述欄を指すとのことである。</p> <p>学校教育自己診断の自由記述欄は、管理職等のみが内容を確認しており、他の教職員の間には共有しなければならないものは、自由記述欄の記載を取りまとめ</p>

<p style="text-align: center;">判 断</p>	<p>て、職員会議等で共有している。もっとも、いじめに係る情報は、事実関係の把握を行う必要があることから、直ちに他に教職員に共有を行うことができないため、取りまとめの対象から外すという判断を行うことも想定されるところであり、いじめに係る情報が記載されておらず、アンケートを校内でどのように処理したのかわかる文書が存在しないことは不合理ではない。</p> <p>2 本件請求4について</p> <p>本件請求4は、学校が担任に対し、聞き取りを行った内容が分かる文書及びSNSに掲載された画像を請求しているものと解される。</p> <p>実施機関の説明によると、学校が、担任に対して聞き取りを行う必要があるような事実は確認していないということである。</p> <p>本件請求4に記載されている事実関係が確認されていない以上、当該請求に係る対象文書が存在しないことは不合理ではない。</p> <p>よって、実施機関の主張に不合理な点はない。</p> <p>3 本件請求1及び3について</p> <p>第五3（2）イのとおり判断する。</p> <p>4 よって、「審査会の結論」のとおり答申する。</p>
<p style="text-align: center;">経 過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年5月8日 同月6日付け公開請求 ・ 同月21日 不存在非公開決定 ・ 同年7月13日 審査請求 ・ 同年8月4日 弁明書 ・ 同年9月2日 反論書 ・ 同年11月5日 諮問